

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目	1 2 . 地域審議会の取扱い	協 議 細 目
調 整 方 針	<p>(案) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する。 各地区の地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>	
項 目	参 考 資 料	
地域審議会制度	<p>1 . 目的等                      地域審議会とは、期間を定めて合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、又は必要に応じて長に対して意見を述べる事ができる合併市町村の附属機関である。                      2つの合併関係市町村の区域を併せて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。                      地域審議会の設置は、全ての合併市町村に置かなければならないものでなく、又、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、全ての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもない。</p> <p>2 . 任務等                      地域審議会は、合併前に合併関係市町村の協議によって設置が決められるものであり、その組織及び運営に関する事項も協議によって定められる。                      一般的に考えられている任務                      合併市町村の長の諮問に応じ、次のものについて意見を述べること                      市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用、予算編成の際の事業等に関する要望、基本構想・各種計画の策定・変更等                      必要に応じ、合併市町村の長に次のものについて意見を述べること                      市町村建設計画の執行状況、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況等</p> <p>3 . 設置期間                      地域審議会は、合併の直後に地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度で、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものである。市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていること等から、市町村建設計画の計画期間とすることが適当と考えられる。又、合併後に設置期間の変更を行うことは一般的に適切ではないものである。</p>	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
地域審議会設置に関する県内の状況	合併協議会名等	構成市町村	動 向
	山県市	高富町、伊自良村、美山町	三町村とも設置しない
	瑞穂市	穂積町、巣南町	設置しない
	本巣町、真正町、糸貫町 根尾村合併協議会	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	根尾村だけに置く方向で継続審議
	郡上郡合併協議会	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村 明宝村、和良村	7町村全てに設置する方向
	飛騨4町村合併協議会	古川町、神岡町、河合村、宮川村	河合村、宮川村の2村に設置する 方向で協議
	飛騨地域合併協議会	高山市、久々野町、国府町、丹生川村、清見村 荘川村、宮村、朝日村、高根村、上宝村	高山市以外の9町村に設置
参考法令	<p>「市町村の合併の特例に関する法律」(抜粋) (地域審議会)</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下、「地域審議会」という)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
地域審議会先進事例	名 称 等	大船渡市 (大船渡市・三陸町)	新居浜市 (新居浜市・別小山村)	対馬6町合併協議会 (6町)	宇摩合併協議会 (2市1町1村)
	合 併 方 式	編入合併	編入合併	新設合併	新設合併
	合併期日(予定)	平成13年11月15日	平成15年4月1日	平成16年3月1日	平成16年4月1日
	設 置 区 域	三陸町	別小山村	旧6町	旧1町1村(土居町・新宮村)
	所 掌 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置区域に係る合併建設計画(以下「建設計画」という。)の変更及び執行状況、ふるさと創生基金の用途並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。</li> <li>・設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)設置区域に係る新市建設計画(以下「建設計画」という。)の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。</li> <li>(2)設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)新市建設計画の変更</li> <li>(2)新市建設計画の進捗状況</li> <li>(3)地域振興のための基金の活用</li> <li>(4)新市の基本構想の作成及び変更</li> <li>(5)その他市長が必要と認める事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の設置区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次の事項を審議し、答申する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)新市建設計画の変更</li> <li>(2)新市建設計画の執行状況</li> <li>(3)地域振興のための基金の活用</li> <li>(4)新市の基本構想の作成及び変更</li> <li>(5)その他市長が必要と認める事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べること。</li> </ul>
	組 織	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 委員数 15名以内</li> <li>2. 構成 設置区域に住所を有する者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)公共的団体の役職員</li> <li>(2)学識経験者</li> <li>(3)公募により選任された者 (3名以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 委員数 7名以内</li> <li>2. 構成 設置区域に住所を有する者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)公共的団体の役職員</li> <li>(2)学識経験者</li> <li>(3)公募により選任された者 (3名以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 委員数 15名以内</li> <li>2. 構成 当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)区長(駐在員)</li> <li>(2)農林水産業団体、商工業団体に属する者</li> <li>(3)社会教育及び学校教育の団体に属する者</li> <li>(4)青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者</li> <li>(5)社会福祉に係る者</li> <li>(6)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 委員数 15名以内</li> <li>2. 構成 当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)公共的団体の役職員</li> <li>(2)学識経験を有する者</li> </ul>

事 務 事 業 一 事 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
地域審議会先進事例	名 称 等 期	大船渡市	新居浜市	対馬6町合併協議会	宇摩合併協議会
	任 期	2年	2年	2年	2年
	設 置 期 間	平成13年11月15日から 平成24年3月31日	平成15年4月1日から 平成25年3月31日	合併の日から 平成26年3月31日	合併の日から 平成27年3月31日
	会 議	1. 審議会は、会長が招集する。 2. 会長は、会議の議長となる。 3. 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 4. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。 5. 審議会は、原則として公開で行なうものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。	1. 審議会は、会長が招集する。 2. 会長は、会議の議長となる。 3. 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 4. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 5. 審議会は、原則として公開で行なうものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。	1. 審議会の会議は、会長が招集する。 2. 会議は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求め事項を示して請求があったときは、開催するものとする。 3. 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。 4. 会議の議長は、会長をもって充てる。 5. 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。	1. 審議会は、会長が招集する。 2. 会長が、会議の議長となる。 3. 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 4. 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5. 原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。
議会議員の定数及び任期の取扱	議員数：40名	在任（～H15.4.30） 議員数：35名	在任（～H17.5.31） 議員数：91名	在任（合併後2年） 議員数：74名	

## 別紙

### 地域審議会の設置に関する協議（案）

#### （設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の武儀郡洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という）を設置する。

#### （名称）

第2条

名 称	設 置 区 域
関市洞戸地域審議会	合併前の洞戸村の区域
関市板取地域審議会	合併前の板取村の区域
関市武儀地域審議会	合併前の武儀町の区域
関市上之保地域審議会	合併前の上之保村の区域

#### （設置期間）

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

#### （所掌事項）

第4条 審議会は、新市の設置区域ごとに市長の諮問に応じて当該区域に係る次の事項を審議し、答申するものとする。

- 1 新市建設計画の変更に関する事項
  - 2 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - 3 地域振興のための基金の活用に関する事項
  - 4 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
  - 5 その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

#### （組織）

第5条 各審議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。
  - 1 公共的団体等を代表する者
  - 2 学識経験を有する者
  - 3 公募により選任された者
- 3 前項第3号の委員の人数は3名以内とする。

#### （任期）

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、当該区域に住所を失ったとき、又は当該区域に存する事業所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

#### （会長及び副会長）

第7条 各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第8条 各審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じて助言することができる。

(会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、毎年1回以上開催するものとする。又、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第10条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第12条 この協議に定めるものの他、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この協議は、平成17年2月1日から施行する。